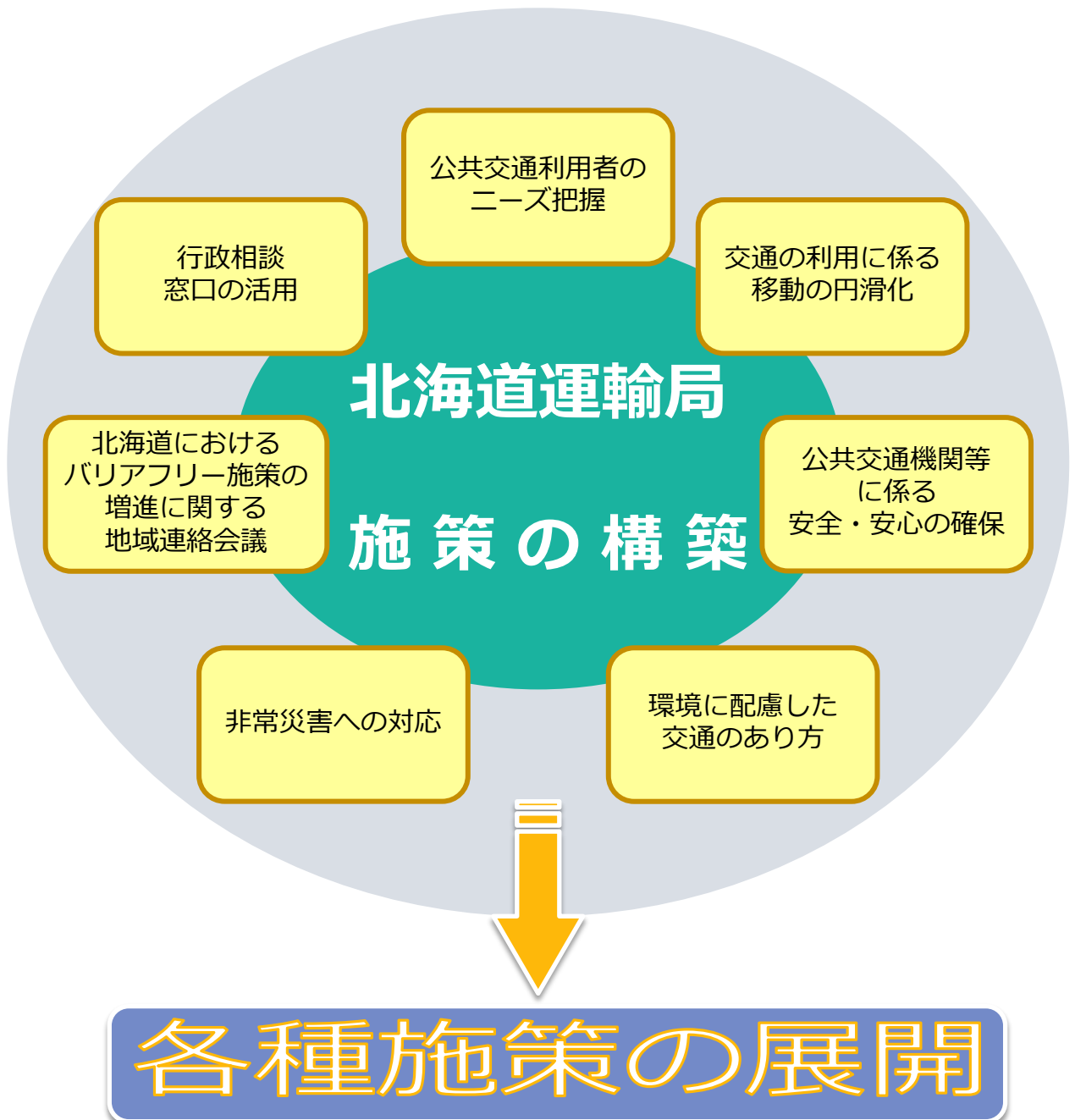


Ⅱ. より便利な交通をめざしています

1. 利便性向上のための施策の構築

北海道運輸局では、交通利用者の利便性向上や利用促進を図るための取り組みを行っています。具体的には、行政相談窓口の活用、北海道におけるバリアフリー施策の増進に関する地域連絡会議の開催により、交通利用者のニーズを把握し、北海道運輸局としての施策の展開を図り、バリアフリー化の推進を含めた各種取り組みを行っています。



○ 第8回 北海道におけるバリアフリー施策の増進に関する地域連絡会議

北海道運輸局では、平成19年度より、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー施策のより一層の推進を図ることを目的に「北海道におけるバリアフリー施策の増進に関する地域連絡会議」を開催しています。



去る3月9日には、全道各地で選任されているバリアフリーリーダー10名、交通関係事業者・団体、関係行政機関等の出席のもと、第8回目となる会議を開催いたしました。北海道運輸局からは、バリアフリー施策の取組状況、全国バリアフリーネットワーク会議の報告、前回会議のフォローアップについて、障がい者差別解消法施行に向けた公共交通機関等のバリアフリー化現状把握のため実施したアンケート調査の事例収集結果について議題とし、各リーダー等から活発な意見をいただきました。

なお、一日目の会議では、島バリアフリーリーダーから「ユニバーサルモニタリング検証事業の企画について」、内藤バリアフリーリーダーからは「就労支援型キッズトライ」について、札幌市交通局からは「乗車マナー教室の開催について」それぞれ取組を、ご説明いただきました。

また、3月10日には「(仮称)バリアフリーツアーデスク設置に向けた取組について」を議題とし北海道経済部観光局から平成27年度に取り組み予定の「バリアフリー観光受入体制整備事業」について説明をいただきました。

これを受けて、各バリアフリーリーダーを中心にユニバーサルツアーの課題と取組の重要性について活発な討論をいただき、行政間や業界間のバリア解消、北海道内のバリアフリーツアーのためのネットワーク構築に期待をいただきました。

北海道運輸局はこれらの実現に向けて、関係者及び関係機関と更なる連携強化を図って参ります。

日時：平成27年3月9日(月)14時～
3月10日(火)12時

場所：北海道運輸局
(札幌第二合同庁舎8階会議室)

議題1日目

- (1) バリアフリー表彰について
- (2) 北海道運輸局におけるバリアフリー施策の取組状況について
- (3) 全国バリアフリーネットワーク会議報告
- (4) 第7回会議のフォローアップについて
- (5) 障害者差別解消法施行に向けた公共交通機関等のバリアフリー化現状把握のための事例収集について
- (6) 意見交換

議題2日目

- (1) バリアフリーツアーデスク設置に向けた取組の概要説明
- (2) 意見交換

会議構成メンバー（順不同、敬称略）（バリアフリーリーダー）

浅野目 祥子	札幌	(NPO法人手と手 常務理事)
鈴木 克典	札幌	(北星学園大学経済学部経営情報学科 教授)
佐藤 尚子	函館	(函館すぷれっと 代表)
島 信一郎	函館	(一般社団法人 函館視覚障害者福祉協議会 理事長)
下間 啓子	旭川	(NPO法人旅とびあ北海道 代表理事)
五十嵐 真幸	旭川	(カムイ大雪バリアフリーツアーセンター センター長)
政田 一美	室蘭	(一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協議会 会長)
赤間 諭	釧路	(社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会 在宅福祉サービス支援課 主任)
内藤 憲孝	帯広	(福祉住環境コーディネーター (有)イフ 代表)
茗作 博子	北見	(社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 登録ボランティア)

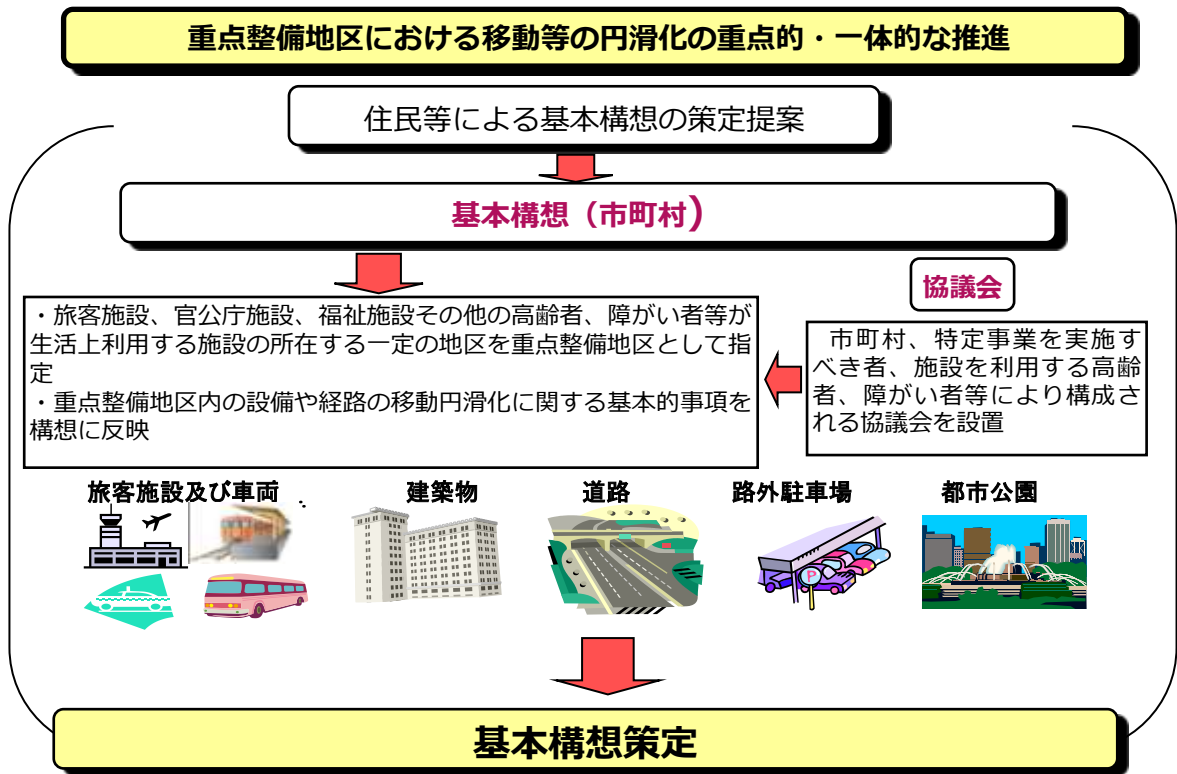
2. 心のバリアフリーの推進

(1) 基本構想策定促進の取組

バリアフリー法では、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）に基づき、単独で又は共同して「基本構想」を策定することができます。

「基本構想」とは、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的に推進するための構想のことです。北海道では、平成27年3月末現在10市2町で「基本構想」を策定しています。

北海道運輸局では、市町村の基本構想策定協議会等の委員やバリアフリープロモーターの派遣等により、基本構想策定を支援しています。



① バリアフリープロモーターの派遣

（平成26年度実績）

市町村名	日程	結果概要
江別市	5月15日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
苫小牧市	6月18日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。
北見市	9月5日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
白糖町	11月11日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。

* 全国及び北海道の基本構想策定状況は、資料編P23「1.全国及び北海道の基本構想策定状況」を御参照ください

②移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に規定する基本方針が、平成23年3月31日に一部改正されました。本格的高齢化社会の到来や自立と共生の理念の浸透など高齢者・障がい者等を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。新基本方針では、こうした変化に対応するべく、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されました。

今後とも、国、地方自治体、交通事業者等の連携を強化し、バリアフリー化促進のための施策を展開して参ります。

旅客施設



建築物等



車両等



基本方針における整備目標（平成33年3月まで）

◆旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が**3,000人以上**の鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル

- ①段差解消（エレベーター又はｽｰﾌﾟの設置）、鉄軌道駅等においては転落防止設備（ホームドア等）の整備
 - ②視覚障がい者誘導用ブロックの整備
 - ③障がい者対応型トイレの設置
- その他、地域の実情に鑑み利用者数のみならず利用の実態を踏まえ可能な限り実施する。

◆車両等

- ①鉄軌道車両：総車両数に対し、**約70%**
- ②乗合バス車両：総車両数（適用除外認定車両を除く）に対し、**約70%をノンステップバス**
適用除外認定車両の**約25%をリフト付き又はｽｰﾌﾟ付きバス**
- ③タクシー車両：**約28,000台**の福祉タクシー導入（エレベーター型タクシーを含む）
- ④船舶：総隻数に対し**約50%**
(5000人以上のターミナルに就航する船舶は**100%**)
- ⑤航空機：総機数に対し、**約90%**

◆建築物等

- ①道路：**100%**（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路）
- ②都市公園内：園路及び広場：**約60%**（特定公園施設）、駐車場：**約60%**、便所：**約45%**
- ③路外駐車場：**約70%**（特定路外駐車場）
- ④建築物：**約50%**（2,000㎡以上の特別特定建築物）
- ⑤信号機等：**100%**（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置）

* 施設等のバリアフリー化達成状況については資料編P24「2.北海道におけるバリアフリー化の達成状況」を、補助制度についてはP25「3.バリアフリー化に関する主な支援度」を御参照ください

(2) 心のバリアフリー社会の実現に向けた取組

① バリアフリー教室の開催

移動円滑化を促進するためには、公共交通機関のハード面の整備だけではなく、ソフト面の向上、すなわち「心のバリアフリー」の推進が不可欠です。北海道運輸局では、高齢者・障がい者の疑似体験や介助体験を通じ、「心のバリアフリー」について理解を深めていただくため、平成13年からバリアフリー教室を開催しています。

小・中学校の児童・生徒、公共交通事業者や観光関係者等に、バリアフリー教室終了後に実施したアンケートでは、バリアフリー教室は「大変役に立った」又は「役に立った」との回答が大多数を占めています。

今後も「心のバリアフリー」の推進に向けた取組を強化していきます。

平成26年度開催概要（運輸事業者編）

鉄道事業者・索道事業者・バス事業者・旅客船事業者の職員等に対し、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団の協力の下、公共交通機関は、様々な方々が利用することを踏まえ、接遇方法に苦慮している聴覚・知的・精神・内部の各障がい当事者の日常生活と移動について、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会が実施している障がい者講師養成講座により養成された障がい当事者である講師の方々より講話を受けました。また、NPO法人手と手の協力の下、視覚障がい・車いすの疑似体験及び介助体験を行い、その後の公共交通利用者のニーズに柔軟に対応できる技術を学んでいただきました。

最後に、参加者でグループを作り、講話や体験学習で学んだことを中心に意見を出し合い、グループごとに今後どのように対応すべきかについて発表していただきました。

【北海道運輸局】札幌市社会福祉協議会ボランティアセンター(札幌市)

(開催日時)

平成26年11月27日(木) 9:00~17:00

(実施概要)

- ・参加者は鉄道事業者・索道事業者・バス事業者・旅客船事業者の職員等
- ・聴覚障がい・知的障がい・精神障がい・内部障がい当事者による講話
- ・視覚障がい・車いすの疑似体験及び介助体験
- ・グループディスカッション(気づきのトレーニング)



平成26年度開催概要（北海道運輸局編）

主に小・中学校の児童・生徒を対象に延べ6回開催しました。
各学校では、高齢者や視覚障がい者の擬似体験、車いす介助体験などの体験学習や盲導犬講話、手話講話、当事者講話などのメニューから希望内容に沿った教室を開催しました。
また、フェリーや空港などの公共交通機関の施設を使用して、バリアフリー化されている状況を実際に肌で感じていただきました。

【北海道運輸局】小樽フェリーターミナル バリアフリー法適合船「あかしあ」船内(小樽市)(北海道開発局と共催)

(開催日時)
平成26年 7月 7日(月) 9:05~11:35

(実施概要)
・参加者は小樽市立天神小学校5年生及び新日本海フェリー社員
・バリアフリー法適合船「あかしあ」内にて、視覚障がい者・車いすの擬似体験及び介助体験を実施
・北海道開発局からミニ講座として「道路のバリアフリー」を紹介
・新日本海フェリーから船の仕事に関する説明を行い、船内見学を実施し、船に関する知識を深めていただいた。



【北海道運輸局】イオンモール札幌平岡(札幌市)

(開催日時)
平成26年 9月21日(日) 11:00~11:30
11:30~12:15
13:00~13:30

(実施概要)
・参加者は北海道バスフェスティバル2014来場者
・イベント来場者に対してバス車両を使用し、車いすでの乗降を体験し、バスを利用する際の介助の仕方や車いすの取り扱い方について学んでいた。



【北海道運輸局】南の沢小学校(札幌市)

(開催日時)
平成26年11月19日(水) 10:45~11:45

(実施概要)
・参加者は小学3年生
・盲導犬講習を実施



【北海道運輸局】新千歳空港(千歳市)

(開催日時)
平成26年11月 5日(水) 9:10~11:40

(実施概要)
・参加者は安平町立追分小学校5年生及び新千歳空港関係者
・新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内にて、視覚障がい者・車いすを使用するの疑似体験及び介助体験を実施



【北海道運輸局】小野幌小学校(札幌市)

(開催日時)
平成26年11月21日(金) 10:45~12:20

(実施概要)
・参加者は小学6年生
・視覚障がい者の疑似体験及び盲導犬講習を実施



平成26年度開催概要(運輸支局編)

観光施設、旅客施設、公共交通事業者等で延べ7回開催しました。
障がい者(お客様)の視点に立って業務を行うことが非常に重要なことから、高齢者・視覚障がい者疑似体験や車いすでの介助体験などを行うとともに、ユニバーサルな接客方法や緊急時の対応等について学習していただきました。

【札幌運輸支局】地下鉄宮の沢駅(札幌市)

(開催日時)
平成26年10月17日(金) 9:30~15:00

(実施概要)
・参加者は札幌市立新川西中学校2年生
・駅構内にて、車いすと視覚障がい者の疑似体験、聴覚障がい者の講話を実施



【函館運輸支局】北斗市総合文化センター かなでーる(北斗市)

(開催日時)
平成26年 9月 1日(月) 13:00~17:00

(実施概要)
・参加者は観光、新幹線対策関係者等
・聴覚障がいの理解と支援、手話、肢体障がいの理解と支援、車いすの介助、視覚障がいのロールプレイ、肢体障がいの介助体験を実施



【旭川運輸支局】旭川電気軌道(旭川市)

(開催日時)
平成27年 3月23日(月) 13:30~15:30

(実施概要)
・参加者は旭川電気軌道及び道北バスの従業員
・オーダーメイド車いすの概要説明、車いすの体験試乗及び固定実習、高齢者擬似体験を実施



【室蘭運輸支局】道の駅だて歴史の杜(伊達市)

(開催日時)
平成26年11月 4日(火) 15:00~17:00

(実施概要)
・参加者は伊達市の観光関係者
・車いすと白杖の介助体験及び擬似体験を実施



【釧路運輸支局】釧路空港ターミナル(釧路市)

(開催日時)
平成26年11月12日(水) 14:30~16:20

(実施概要)
・参加者は釧路空港ターミナル内で働く職員
・車いす体験や介助体験、高齢者擬似体験を実施



【帯広運輸支局】十勝バス(帯広市)

(開催日時)
平成26年12月 5日(金) 9:30~11:30

(実施概要)
・参加者は十勝地区バス協会会員事業者の運転手及び管理者
・車いす体験や介助体験、高齢者擬似体験を実施



【北見運輸支局】JR北見駅周辺(北見市)

(開催日時)
平成26年 9月 6日(土) 13:30~16:00

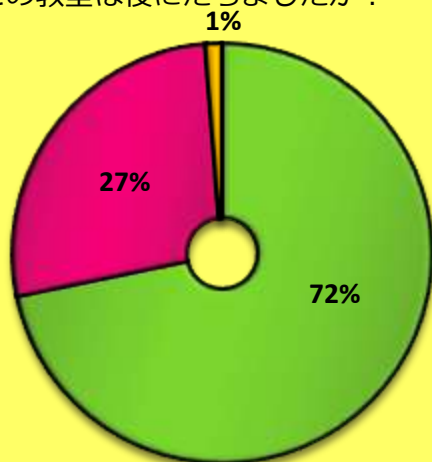
(実施概要)
・参加者は北見市観光協会登録ボランティア等
・車いす利用者、視覚障がい者の介助体験及び擬似体験を実施



平成26年度 バリアフリー教室 アンケート全集計結果

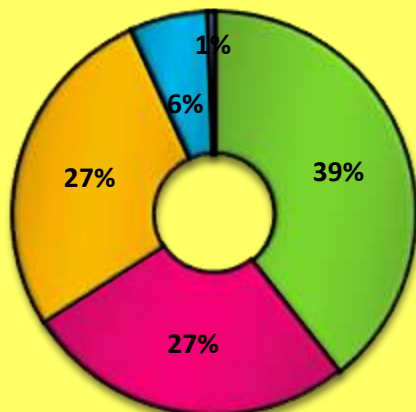
一 般	122人
小中学生	300人
合 計	422人

1. この教室は役にたちましたか？



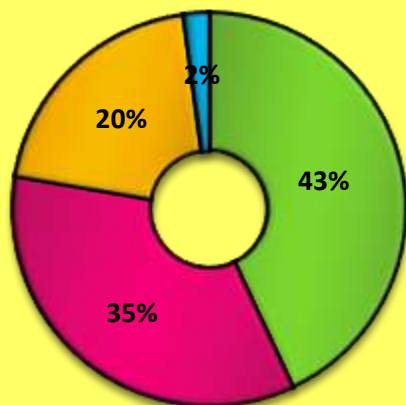
- 大変役に立った
- 役に立った
- あまり役に立たなかった

2. どのように役に立ったと思いますか？（一般・複数回答可）



- 障がい当事者の実際を理解することが出来た。
- 今後の業務に役立てそう。
- サポートの仕方、方法を学ぶことが出来た。
- 今後、障がい者のサポートする自信がついた。
- その他

2. どのように役に立ったと思いますか？（小中学生・複数回答可）



- ハンディのある人の大変さがわかった。
- 困っている人を手助けする方法を学ぶことができた。
- 困っている人に「お手伝いしましょうか」と声をかける自信がついた。
- その他

②北海道運輸局バリアフリー優良事業者等表彰

北海道運輸局では、バリアフリー化に優れた取組を行った交通事業者や関係団体等を表彰しています。これにより、国民のバリアフリー化への理解とその取組の普及拡大を図り、更なるバリアフリー化を推進することとしています。
平成26年度は、「羽幌沿海フェリー株式会社」が表彰されました。

平成26年度表彰者

羽幌沿海フェリー株式会社



船内出入口のスロープ



バリアフリー化された船内客席



船内の多目的トイレ

～ 表彰受賞の功績（離島航路事業者におけるバリアフリーの推進）～

取組内容 北海道苫前郡羽幌町にある焼尻島、天売島は人口約600人のうち、約38%が70歳以上、半数以上の約55%が60歳以上の高齢者が居住している離島です。

羽幌沿海フェリー株式会社は、昭和24年に羽幌町と両島間の運航創業以来、長年にわたる乗組員及び従業員に対する独自の教育訓練はもとより、日本旅客船協会が作成した研修教材「高齢者・障がいのあるお客様への接客」による教育を行うなど、バリアフリーに対する意識向上を図り、島民の足としてだけでなく、生活必需品等の輸送や交通手段としても非常に重要な役割を果たしてきました。

また、バリアフリー対応船舶の導入並びに新フェリーターミナルのバリアフリー化について羽幌町に働きかけるとともに、焼尻・天売の両島民をはじめ、観光で訪れる高齢者や障がい者等が円滑に移動できるよう設備の充実を図ってきました。

さらに、今般の設備の充実については羽幌町とも連携し、両島民への周知の他、これまでの観光客誘致活動に加え、札幌地下歩行空間等において積極的にキャンペーンを行うなど、町の発展にも繋げるための努力も行っています。

取組成果 平成25年4月より、バリアフリー法に基づいた高速船「さんらいなあ2」（総トン数122トン）を就航させました。

この高速船は、総トン数122トン、旅客定員130人という小さな船舶でありながらも、バリアフリー客席8席、乗降口の幅を90cmとするなど、移動等円滑化基準を上回る設備にすることにより、高齢者・障がい者等が利用しやすい設備としています。

また、国土交通省「船員労働災害防止優良事業者」に認定されており、社長、部長始め社員が一丸となって、日頃から安全運航に心がけ両島民の生活を支える重要な足として地域に大きく貢献されています。

3. 取り組みあれこれ

(1) 運輸局編

① 出前講座の開催

北海道運輸局では、みなさんの生活にかかわりのある事業や施策などを広く知っていただくため、運輸局職員を講師として派遣し、わかりやすく解説する「出前講座」を開催しています。講演テーマは下表のとおりで、派遣先は、市民団体・学校・地方自治体等となっています。

平成26年度は、「北海道新幹線2016年開業」や「船員の労働保護と船員法」などについて計4回開催しています。



平成26年10月2日
歌志内市 歌志内市公民館
「北海道新幹線2016年開業」



平成27年1月22日
小樽市 小樽商科大学
「船員の労働保護と船員法」



講座申込随時受付中

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/demae/index.html>

にアクセスして下さい！

* 出前講座開催状況については、資料編P27 「5. 出前講座開催状況」御参照ください

② 統計資料の公表（「北海道の運輸の動き」「数字でみる北海道の運輸」）

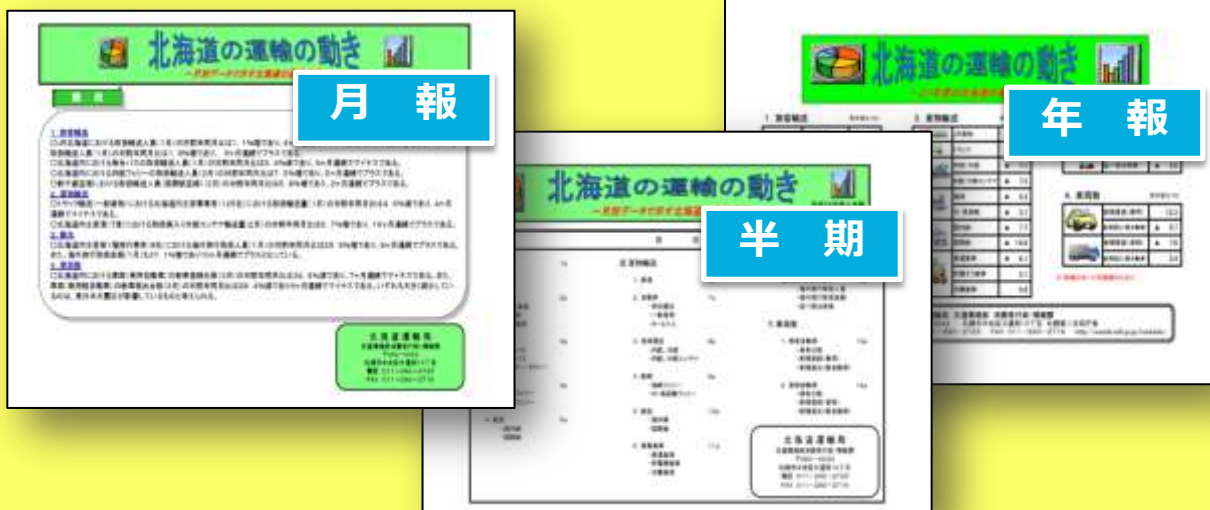
北海道運輸局では、毎月、北海道地域における輸送動向等を「北海道の運輸の動き（月報）」として公表しています。

さらに、6か月ごとの「北海道の運輸の動き（半期）」、年度ごとの「北海道の運輸の動き（年報）」についてもそれぞれホームページ上で公表しています。

また、北海道における陸海空の輸送統計をとりまとめた、一般財団法人北海道陸運協会が毎年発行する刊行物「数字でみる北海道の運輸」の編集、監修を行っています。

北海道運輸局ホームページ 「北海道の運輸の動き」

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/toukei/unnyunougoki/index.html>



数字でみる北海道の運輸 平成26年版



- ◆ 概況、旅客輸送、貨物輸送
バリアフリー・環境、観光
造船・船員、技術・安全の各項目を掲載
- ◆ 発刊 毎年12月頃
- ◆ 監修 北海道運輸局
- ◆ 発行 一般財団法人北海道陸運協会

③ 優良事業者等利用促進キャンペーンの実施

運輸事業者の「安全安心の確保」及び「環境対策の推進」については、国や事業者団体等において様々な取組がなされています。しかしながら、その社会的認知度は低く、利用者に十分周知されていないのが実情です。また、利用者の方々にとっても、優良事業者を活用していただくことは、安全安心な運送サービスの実現につながるものと考えています。

そこで、北海道運輸局では、安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかける「キャンペーン」を平成23年度より実施しています。

安全・安心な運輸サービスの利用促進に向けて、優良事業者名と行政処分を受けた事業者名を公開して、全道179の市町村及び教育委員会をはじめ、経済団体旅行業界などに対し、優良事業者の積極的な活用を呼びかけています。



協議会の模様

○キャンペーンの対象とした優良事業者等認定・認証制度（認定・認証主体）

優良認定・認証制度名	実施主体	認定・認証基準
グリーン経営認証	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団	環境保全のための仕組み・体制の整備がなされ、低公害車両の導入等に積極的に取り組んでいるとともに、管理部門（事務所）においても、環境保全の推進がなされていること等
貸切バス事業者安全性評価認定制度（SAFTY BUS マーク）	公益社団法人 日本バス協会	事業許可取得後3年以上経過し、安全性に対する取組状況について法令に規定する内容以上に先進的な取組を行っており、過去2年間に死傷事故が発生していないこと等
優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）	一般社団法人 全国個人タクシー協会	一般ドライバーの模範となるような運転操作をしていること、道路運送法等の関係法令等を遵守していること等
北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度（ガイドタクシー）	公益社団法人 北海道観光振興機構	接客研修の受講・観光知識試験の受験により優れたおもてなしの心の習得、観光知識を有しており、要望に応じた案内ができること等
貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）	公益社団法人 全日本トラック協会	過労防止に配慮した勤務時間を定め、乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行い、過去3年間に死傷事故がなく、行政処分の点数が付加されていないこと等
引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）	公益社団法人 全日本トラック協会	引越における約款を遵守、苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化、適切な従業員教育、適正な広告表示、適正な廃棄物処理等を行っていること等
安全・環境先導車事業（優良運転者の指定）	安全・環境先導車推進団体（6組織）事務局：北海道運輸局	運転業務従事歴15年以上、かつ、5年間無事故無違反であること（関係機関団体表彰を受賞した場合や、貨物自動車運送事業安全性優良事業者所属の場合は年数の短縮あり）等
スキャンツール活用事業場認定制度	一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会	スキャンツール（外部故障診断機）を保有し、1級自動車整備士又はスキャンツール応用研修を終了した自動車整備士がいること等
モーダルシフト取り組み優良事業者公表制度	一般社団法人 日本物流団体連合会	年度（あるいは暦年）の幹線輸送における評価対象比率（総輸送重量に対する鉄道・海運の輸送重量）が40%以上、あるいは前年実績を上回っていること
優良トラックルーム認定制度	国土交通省	定温、定湿、防塵、防虫、防磁等、一定の性能を有すること
シルバースター登録制度	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者が利用しやすい宿泊施設の整備を図る必要から、整備・サービス・料理面で一定の基準を充足する旅館・ホテルを対象に、全旅運が認定登録する制度
任意ISM認証制度	一般財団法人日本海事協会 国土交通省	ISMコードに則った安全管理システムを構築・文書化し、実施・維持していること等
船員労働災害防止優良事業者認定制度	国土交通省	過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること等

(2) 交通事業者編

離島航路（稚内～利尻島・礼文島）の利便性向上 ハートランドフェリー（株）

平成27年3月、香深港（礼文）フェリーターミナルで建物とフェリーを直接結ぶボーディングブリッジ（搭乗橋）の供用が開始されました。

ボーディングブリッジは、乗客が屋外に出ることなくターミナルとフェリーの船室間を移動できる搭乗通路で、タラップ（階段）を使わず乗り降りが可能なため、雨や暴風雪でも体がぬれず、重い荷物を手に移動する観光客や島内の高齢者らの負担軽減にもつながっています。

香深港フェリーターミナルには、長さ36メートル（スロープ部分含む）、幅最大2.5メートルのブリッジと乗船待ち合い口ビーが2階に新設され、ストレッチャーにも対応する24人乗りの大型エレベーターやエスカレーターも整備されました。

稚内港、鷺泊港（利尻富士）、杓形港（利尻）、香深港（礼文）の4港すべてがバリアフリー化したことによって、観光客の増加や地域の活性化に期待が寄せられています。

ボーディングブリッジ通路



ターミナル乗下船口



ターミナル2階 授乳室内



ターミナル2階 多目的トイレ内



資料提供：ハートランドフェリー（株）

ベビーカーはたたまずに乗車できます

札幌市交通局

札幌市交通局では、「ベビーカーマーク」の掲出を行い、ベビーカー利用者の環境整備を進めております。ベビーカー利用時の取扱いや注意点、周囲の方の配慮などについて啓発し、地下鉄においてもベビーカー使用者と周囲の利用者双方の理解を深めていき、「子供の安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いの配慮や理解をお願いしております。



ポスター・リーフレット

車内でのベビーカー利用について、たたまず利用可能であることを車内ポスターやリーフレットを作成し周知

リーフレットには、市長と市民の対話のなかで提案のあった小児用車いすを示す「バギーマーク」を追加

ベビーカー利用の周知用リーフレット作成については、効果的な啓発を行うことを目的に、子ども未来局等と連携し、子育て中の母親の意見を取り入れ、内容校正やデザインについてグループワークを活用しながら作成されております。

エレベーター



優先利用のお願い案内に、ベビーカー利用者の優先を追記

ホーム柵



車いすスペース案内に合せてベビーカーマークの掲出

車内



地下鉄混雑時に車いすスペースを有効利用しやすいよう、車いすスペースにベビーカーマークを掲出

資料提供：札幌市交通局

ICカードの相互利用開始

旭川電気軌道株式会社 道北バス株式会社

旭川電気軌道(株)と道北バス(株)では、平成27年2月1日よりICカード乗車券の相互利用を開始しました。

平成24年に旭川電気軌道(株)で「Asaca」、平成11年に道北バス(株)で「Doカード」の名称でそれぞれ導入されてきたICカード乗車券ですが、互換性がなく、利用者は2枚のカードが必要な状況でした。

相互利用が可能になったことにより利便性が向上し、さらなる利用促進につながると期待されています。

相互利用で可能となったこと



乗り継ぎ割引の導入

* 両社の指定された停留所間で1時間以内に乗り継ぎした場合に、乗り継ぎの割引運賃が適用されます。

カード自動販売機の利用

* リチャージ・利用履歴の照会が、それぞれのカード自動販売機で出来るようになりました。

資料提供：旭川電気軌道(株)
道北バス(株)

あなたを守る110番協カタクシー 安全・安心見守りネットワーク

一般社団法人札幌ハイヤー協会 札幌団地タクシー株式会社

ハイヤー・タクシーは、ドア・ツー・ドアのきめ細やかなサービスを提供することができるため、高齢者・障がい者等にも優しく、地域に密着した公共交通機関として、社会的な重要性は高まり続けています。

こういった中で、札幌市及び隣接の3市からなる札幌交通圏では、犯罪などから住民を守ることを目的として「あなたを守る110番協カタクシー」、「安全・安心見守りネットワーク」が活動しています。

警察との協定により、タクシーが街頭における犯罪を目撃した場合は、ドライブレコーダーにその状況を記録するとともに、110番通報を行う形での協力体制がとられています。

また、深夜時間帯におけるコンビニ強盗を未然に防止するために、タクシー事業者、警察、コンビニ3者の協定により、タクシー車両の夜間のコンビニへの立ち寄り、駐留に努めることなどによる抑止効果が期待されています。

あなたを守る110番協カ
タクシーのPRステッカー



安全・安心見守りネット
ワークPRステッカー

資料提供：（一社）札幌ハイヤー協会
札幌団地タクシー（株）